

令和 7 年度 品川区養親希望者手数料負担軽減事業
補助金の交付申請について

1 事業の概要

2 補助の内容・要件

3 交付申請の手続き

1 事業の概要

- (1)本事業は、品川区内に居住する養親希望者(以下「養親希望者」という。)の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん事業を行う民間あっせん機関(以下「民間あっせん機関」という。)に対して支払った手数料について、品川区が養親希望者に対して、当該手数料の負担に相当する額の全部または一部を補助するものです。
- (2)このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等を記載しています。内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。

2 補助の内容・要件

- (1)民間あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- (2)令和7年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った場合、補助対象とします。
- (3)民間あっせん機関に対して支払った手数料について、1人(世帯)あたり60万円を上限として補助を行います。
- (4)補助の回数は、1回のあっせんにつき、1回に限ります。
- (5)縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、品川区内に居住していることが必要です。

3 交付申請の手続き

(1)必要書類

	書類	備考
①	品川区養親希望者手数料補助金交付申請書(第1号様式)	
②	品川区養親希望者手数料補助金所要額調書(別紙1)	
③	養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書(別紙2)	民間あっせん機関が記入する書類です。民間あっせん機関が記入したものを、ご提出ください。
④	住民票の写し	・区内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ・申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。 ・郵送の場合は、原本をご提出ください。マイナンバーの記載は不要です。

⑤	民間あっせん機関が発行した領収書のコピー	・民間あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。
⑥	支払金口座登録依頼書	・振込先口座を指定するための書類です。

※電子申請の場合は①～⑥を PDF や詳細が明瞭にわかる資料を添付してください。

(2)申請方法

郵送または電子申請で受け付けています。

・電子申請は以下 URL または QR コード、ホームページの下部のリンクからアクセスしてください。(利用には登録が必要です。)

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3141



(3)郵送時の提出先・問い合わせ

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区子ども育成課社会的養護推進担当

TEL03-5742-7147

(4)申請締切および補助金支払いの流れ

(交付決定～補助金の支払いは、目安の日付となります。)

	第1回	第2回
対象者	令和7年4月1日(火)以降に手数料を支払い、令和7年9月30日(火)までに縁組成立前養育を開始した方	令和7年10月1日(水)以降に手数料を支払い、令和8年3月31日(火)までに縁組成立前養育を開始した方、または第1回申請に間に合わなかった方
交付申請締切	令和7年10月31日(金)まで	令和8年3月13日(金)まで ※上記に間に合わない場合は、ご相談ください
交付決定	令和7年11月上旬	令和8年3月下旬
請求書の提出	令和7年11月中旬	令和8年4月上旬
補助金の支払い	令和7年12月上旬	令和8年4月末まで

◎交付申請を受けて、交付決定の通知を送付します。

◎交付決定の後、請求書の提出が必要です。

請求書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、お知らせいたします。

(5)支払いにあたっての注意事項

- ・補助金は口座振込で支払います。
- ・振込先口座は、申請者名義の口座のみ指定できます。